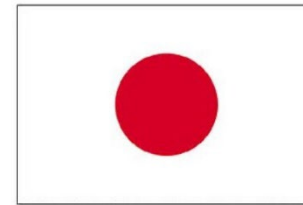


# 英国・日本の無遺言相続



2020年7月



# 英国の無遺言相続



## 1) Intestacy (無遺言死亡)とは

Intestacy(無遺言死亡)とは、法的に有効な遺言書無しに死亡した状態

英国で遺言書無しで死亡した場合、その被相続人の遺産は法律に基づいて、法定相続人に配分される



例え遺言書が有っても、その遺言書が法的条件を満たしていなければ、その遺言書は無効とされ、遺言書無しとして法律に基づいて法定相続人に配分される



<https://www.citizensadvice.org.uk/family/death-and-wills/who-can-inherit-if-there-is-no-will-the-rules-of-intestacy/>



## 2-1) Intestacy Rules

### Intestacy Rules

	配偶者・子・孫がいる場合 (第一相続順位)	配偶者・子・孫が居ない場合
遺産が£270k未満	生存配偶者が全てを相続	(第二相続順位) 父母 (第三相続順位) 兄弟姉妹(又は甥・姪)・ 異父母兄弟姉妹(又は甥・姪)
遺産が£270k以上	生存配偶者が先ず£270kを相続し、 £270kを超えた分を生存配偶者が 半分、子供が残りの半分を等分。 子供が既に死亡している場合は、 孫がその分を相続	(第四相続順位) 祖父母 (第五相続順位) 叔父叔母(又はその子)  が全額相続

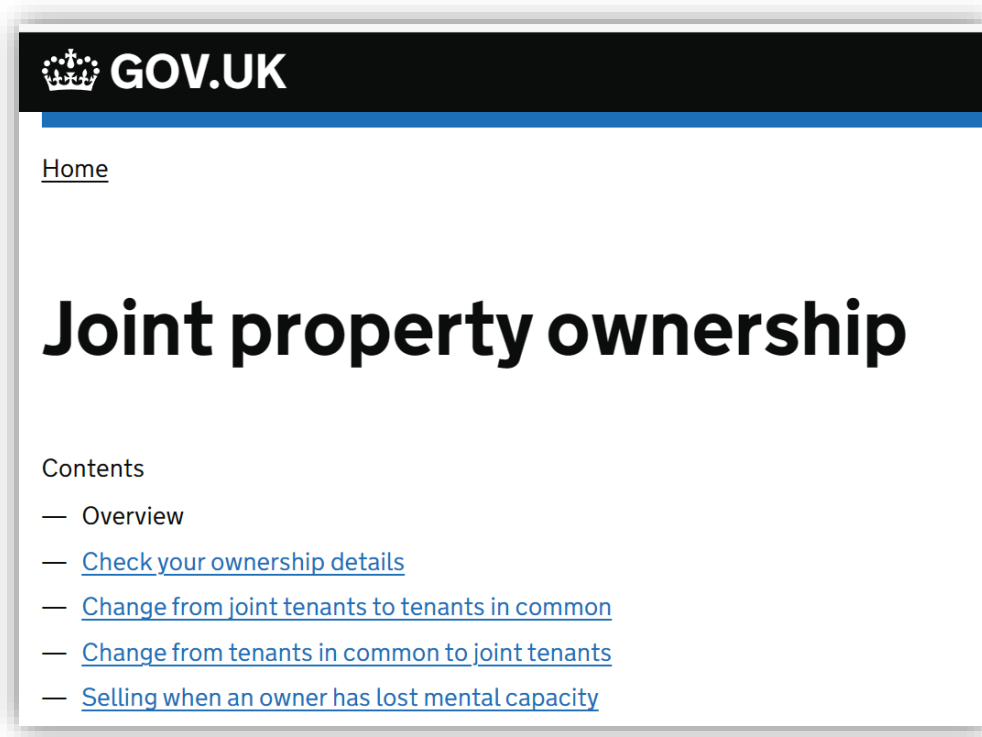
法定相続人が居ない場合は、国に帰属

## 2-2) Intestacy Rules - 不動産の共同・区分所有について

	Joint tenants (共同所有)	Tenants in common (区分所有)
所有割合	共同所有者により均等割り (例二人の場合50%・50%、三人の場合 33%・33%・33%、四人の場合25%・25%・ 25%・25%等)	区分所有割合を自由に設定可 (例60%・40%、75%・25%、80%・20%)
譲渡・贈与・ 遺贈	<u>自分の所有分の譲渡・贈与・遺言書で 家族・第三者に遺贈不可</u>	<u>自分の所有分の譲渡・贈与・遺言書で 家族・第三者に遺贈可</u>
所有者死亡 の場合	<u>他の生存共同所有者が自動的にその 共同所有分を相続</u>	<u>他の生存区分所有者が自動的にその 区分所有分を相続しない</u>
Intestacy Rules (無遺言相続)	共同所有者が死亡し、生存共同所有者 に <u>自動的に相続</u> される分は、Intestacy Rules(無遺言相続)の適用外で、 £270kには含まれない	<u>遺言書で遺贈の記載が無ければIntestacy Rules(無遺言相続)が適用</u>

## 2-2) Intestacy Rules - 不動産の共同・区分所有について

\* Joint tenants (共同所有)・Tenants in common (区分所有)の登記は結婚・離婚等の理由で登記変更可

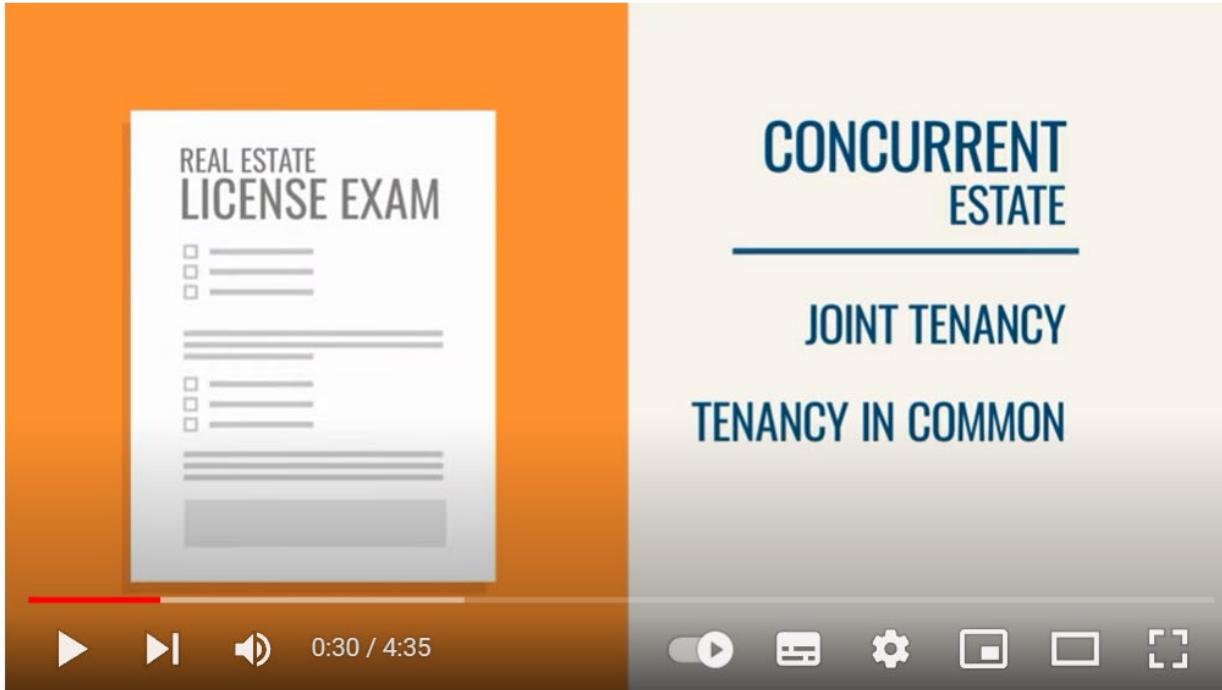


\* 詳しくは、GOV.UKのJoint property ownershipのページを参照



<https://www.gov.uk/joint-property-ownership>

## 2-2) Intestacy Rules - 不動産の共同・区分所有について



<https://youtu.be/IFQF3gQzZjM> ¥

## 2-3) Intestacy Rule

- \* 離婚した元配偶者は相続権は無いが、その元配偶者との間の子供、又は孫は相続権あり
- \* 正式に離婚していない別居中の配偶者は、相続権あり
- \* 同棲中のパートナーでも正式に結婚していなければ相続権無し
- \* 養子縁組した子供(Adopted child / children)は相続権があるが、義理の子供(Step child / children)は相続権が無い。



<https://www.citizensadvice.org.uk/family/death-and-wills/who-can-inherit-if-there-is-no-will-the-rules-of-intestacy/>



## 2-3) Intestacy Rule (まとめ)

第一相続順位	配偶者、及び子、又は孫 遺産が¥270k未満の場合は、全て配偶者 ¥270k以上の場合は、配偶者が¥270kとその超過分の1/2、子、又は孫が1/2を均等割り
第二相続順位	父母
第三相続順位	兄弟・姉妹(又は甥・姪)、又は異父母兄弟・姉妹(又は甥・姪)
第四相続順位	祖父母
第五相続順位	叔父・叔母(又はその子)、又は異父母叔父・叔母(又はその子)

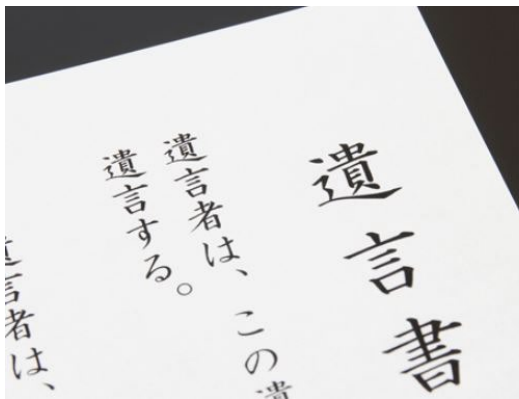
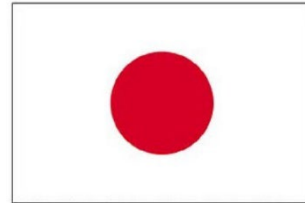
法定相続人が居ない場合は、国に帰属

### 3) Probate の手続き

遺言書が無い相続の場合は、被相続人に最も近い親族、例えば配偶者や成人した子供が相続執行人として、Probateの手続きをした後相続を執行

Probateの手続きは[こちら](#)を参照

# 日本の無遺言相続









## 1) 日本の相続

\* 遺言書が無い場合、民法で定められた法定相続人が、遺産分割協議を行う。  
遺産の法定相続割合(ガイドライン)は以下の通り。

第一相続順位	配偶者(1/2)、 及び子、又は孫(1/2) (養子・胎児・婚姻関係に無い相手との認知された子供も可。 内縁関係の相手・認知されていない非嫡出子は不可。)
第二相続順位	配偶者(2/3)、 及び父母、又は祖父母(1/3)
第三相続順位	配偶者(3/4) 及び兄弟・姉妹、又は甥・姪(1/4)

# 1) 日本の相続

## 法定相続人と法定相続分

相続順位	法定相続人と法定相続分	
子どもがいる 場合 (第1順位)	配偶者  $\frac{1}{2}$	子ども  $\frac{1}{2}$ を 人数で分けます
子どもがおらず 父母がいる場合 (第2順位)	配偶者  $\frac{2}{3}$	父母等  $\frac{1}{3}$ を 人数で分けます
子どもと父母が ともにおらず、 兄弟がいる場合 (第3順位)	配偶者  $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹  $\frac{1}{4}$ を 人数で分けます

代襲相続  
(だいしゅうそうぞく)



相続人となるべき子どもや兄弟姉妹が相続開始前に死亡しているときは、孫や甥・姪が代わって相続することができます。

## 2) 英国と日本の遺産相続協議・相続順位・相続割合(まとめ)

相続順位	英国	日本
協議	法定相続人で遺産分割協議は無し	法定相続人で遺産分割協議
1	配偶者、及び子、又は孫 (遺産が£270k未満の場合は全て配偶者。 £270k以上の場合は、配偶者が£270kと その超過分の1/2、子、又は孫が1/2)	配偶者(1/2)、 及び子、又は孫(1/2)
2	父母	配偶者(2/3)、 及び父母、又は祖父母(1/3)
3	兄弟・姉妹(又は甥・姪)、又は異父 母兄弟・姉妹(又は甥・姪)	配偶者(3/4)、 及び兄弟・姉妹、又は甥・姪(1/4)
4	祖父母	
5	叔父・叔母(又はその子)又は異父母 叔父・叔母(又はその子)	

### 3) 英国・日本の無遺言相続

詳細は、終活ウェブ > 無遺言相続の項目を参照願います。

<http://shukatsuweb.net>



#### HOME

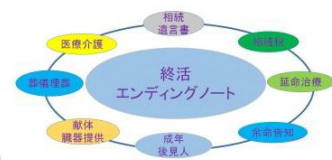
Edit

終活ウェブへようこそ！！

この終活ウェブは主に英国在住の日本人高齢者を対象として、皆さんが人生の終末期を迎えるにあたっての諸々の準備活動 - 終活に関する情報をサイト管理者が個人で発信しているインターネットサイトです。

皆さんの中には、私も含めて、今後とも英国に住み続けるか、適当な時期に日本に帰国するか、或いはどうするか未だ決めかねている方もおられるかと思えます。それを判断する上で、英国と日本の医療介護制度、相続税、贈与税、遺言書、無遺言相続、成年後見制度、終末期医療、葬儀等々について、英国と日本の制度等の違いを理解する事はとても大切かと思えます。その上で、この終活ウェブでは、出来るだけ英国と日本の関連制度を両方ご説明し、皆さんに比較検討出来るように心がけました。

Shukatsu  
終活



この終活ウェブは、サイト管理者が現役時代の業務経験・知識に基づき、2017年11月に日本の終活アドバイザー協会認定の資格を取得し、営利を目的とせず、あくまでボランティア活動の一環として運営しています。情報は、主に英国日本の行政機関・専門団体のインターネットから集めまとめました。しかし、それらはあくまで一般的なケースの場合の情報であり、皆さんの個々のケースには当てはまらない場合もあるかも知れません。従いまして、これらの情報は参考として頂き、皆さんの個々のケースについてはご自身で更にお調べになったり、専門家と確認される事をお勧めします。

この終活ウェブが少しでも皆さんのお役に立てれば幸いです。

この様に、遺言書が無い場合の遺産相続は、英国と日本でそのルールが異なり、本人の相続の考えと違ったり、非常に複雑になる場合がありますので、事前に専門家と良く相談の上、法的に有効な遺言書を作成しておく事をお勧めします。

以 上



ここに掲載した情報は、2020年7月時点で最新、且つ正確を期する様最大限の注意を払っておりますが、皆様が実際に判断・行動される場合には、ご自身で確認されたり、専門家に相談される事をお勧めします。